

7 東彼教告示第 1 4 号

令和 7 年東彼杵町教育委員会規則第 4 号

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 6 日

東彼杵町教育委員会

教育長 山口 厚

東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

東彼杵町立小・中学校管理規則（昭和３８年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（学期） 第２条 学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条の規定による学期は、次の３学期とする。 （１） 第１学期 ４月１日から８月<u>２５</u>日まで （２） 第２学期 <u>８月２６</u>日から１２月３１日まで （３） （略） （休業日） 第３条 学校の休業日は次のとおりとする。 （１） 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第<u>６１</u>条第１号から第３号まで（第<u>７９</u>条で準用する場合を含む。）の規定に掲げる日 〔削除〕 <u>（２）</u> （略） <u>（３）</u> 夏季休業日 ７月２１日から８月<u>２５</u>日まで <u>（４）</u> （略） <u>（５）</u> （略） <u>（６）</u> （略） ２ 校長は教育委員会に届け出て、前項第<u>３</u>号及び第<u>４</u>号については、これ	（学期） 第２条 学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条の規定による学期は、次の３学期とする。 （１） 第１学期 ４月１日から８月<u>３１</u>日まで （２） 第２学期 <u>９月１</u>日から１２月３１日まで （３） （略） （休業日） 第３条 学校の休業日は次のとおりとする。 （１） 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第<u>４７</u>条第１号から第３号まで（第<u>５５</u>条で準用する場合を含む。）の規定に掲げる日 <u>（２）</u> <u>日曜日</u> <u>（３）</u> （略） <u>（４）</u> 夏季休業日 ７月２１日から８月<u>３１</u>日まで <u>（５）</u> （略） <u>（６）</u> （略） <u>（７）</u> （略） ２ 校長は教育委員会に届け出て、前項第<u>４</u>号及び第<u>５</u>号については、これ

によらないことができる。

3 (略)

(非常変災等による臨時休業の報告)

第4条 校長は学校教育法施行規則第63条(第79条で準用する場合を含む。)の規定によって臨時に授業を行わないときは、次の各号に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(教育課程の編成)

第5条 学校の教育課程は学校教育法施行規則第52条及び第74条____の規定によるもののほか、教育委員会の定める基準により校長が編成する。

2 (略)

(出席停止)

第9条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条及び第49条の規定による出席停止の命令は教育委員会が行う。

2～4 (略)

(在校等時間)

第27条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第6条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第7条第3項各号に掲げる日(代休日)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、

によらないことができる。

3 (略)

(非常変災等による臨時休業の報告)

第4条 校長は学校教育法施行規則第48条(第55条で準用する場合を含む。)の規定によって臨時に授業を行わないときは、次の各号に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(教育課程の編成)

第5条 学校の教育課程は学校教育法施行規則第25条及び第54条の2の規定によるもののほか、教育委員会の定める基準により校長が編成する。

2 (略)

(出席停止)

第9条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第26条及び第40条の規定による出席停止の命令は教育委員会が行う。

2～4 (略)

(在校等時間)

第27条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第7条第3項各号に掲げる日(代休日)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、

教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。